

## 職員団体登録に関する関係法令

- 1 地方公務員法（抄）〔第 52 条～第 56 条〕
- 2 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（抄）〔第 3 条〕
- 3 職員団体の登録に関する条例
- 4 職員団体の登録等に関する規則

## 1 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）〈抄〉

（職員団体）

第 52 条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第 5 項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第 53 条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

2 前項に規定する職員団体の規約には、少なくとも左に掲げる事項を記載するものとする。

（1）名称

（2）目的及び業務

（3）主たる事務所の所在地

（4）構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

（5）理事その他の役員に関する規定

（6）第 3 項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

（7）経費及び会計に関する規定

（8）他の職員団体との連合に関する規定

（9）規約の変更に関する規定

（10）解散に関する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続きを定め、且つ、現実には、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続きを定め、且つ、現実には、その手続により決定されることをもって足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第 5 項に規定する職員以外の職員のみをもって組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職

員であった者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

- 5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもって登録の要件に適合しないものと解してはならない。
- 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなったとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実あったとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかったときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。
- 7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があったときは、公開により行わなければならない。
- 8 第6項の規定による登録の取消しは、当該処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があったときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。
- 9 登録を受けた職員団体は、その規約又は第1項に規定する申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第5項の規定を準用する。
- 10 登録を受けた職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

(法人たる職員団体)

#### 第54条 (削除)

※根拠法が「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）」第3条になったもの。

(交渉)

- 第55条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。
- 2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。
- 3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
- 4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することができる地方公共団体の当局とする。
- 5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行われなければならない。交渉に当たっては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。
- 6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項につ

いて交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によって証明できる者でなければならない。

- 7 交渉は、前2項の規定に適合しないこととなったとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなったときは、これを打ち切ることができる。
- 8 本条の規定に適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができる。
- 9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に抵触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。
- 10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもって履行しなければならない。
- 11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第1項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第55条の2 職員は、職員団体の業務にもっぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもっぱら従事する場合は、この限りではない。

- 2 前項のただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 3 第1項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在籍期間を通じて5年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書〔専従職員〕（同法附則第5項〔単純な労務に雇用される者についての準用〕において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、5年からその専ら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。
- 4 第1項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもっぱら従事する者でなくなったときは、取り消されるものとする。
- 5 第1項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、退職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定となる勤続期間に算入されないものとする。
- 6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱の禁止)

第56条 職員は職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもって不利益な取扱いを受けることはない。

## 2 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）<抄>

(法人格の取得)

第3条 次の各号に掲げる職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関（以下「登録機関」という。）に申し出ることにより法人となることができる。

- (1) 国家公務員法第108条の3の規定により登録された職員団体 人事院
- (2) 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第108条の3の規定により登録

された職員団体 最高裁判所

(3) 地方公務員法第 53 条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

- 2 職員団体等（前項各号に掲げる職員団体を除く。次条から第 10 条までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

### 3 職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年岩手県条例第 30 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項、第 5 項、第 6 項、第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第 2 条 職員団体が人事委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した正副 2 通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。

- (1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員でない者にあつては、その職業）
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体名

2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと並びにその投票日、場所及び結果を証明する書類
- (2) 法第 53 条第 4 項の規定に従って組織されていることを証明する書類

（登録の通知）

第 3 条 人事委員会は、登録の申請を受けた日から 30 日以内に、登録をした旨又はしない旨を申請した職員団体に、通知しなければならない。

（規約等の変更又は解散の届出）

第 4 条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第 2 条第 1 項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から 10 日以内に、人事委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副 2 通の届出書を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定による届出が規約の変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第 2 条第 1 項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

（登録の効力停止及び取消しの通知）

第 5 条 人事委員会は法第 53 条第 6 項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

（人事委員会規則への委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 職員団体に関する条例（昭和 26 年岩手県条例第 7 号）は、廃止する。  
附則（昭和 53 年 10 月 13 日条例第 33 号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附則（平成 6 年 7 月 15 日条例第 38 号）  
この規則は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 5 年法律第 89 号）の施行の日から施行する。

#### 4 職員団体の登録等に関する規則（昭和 56 年岩手県人事委員会規則第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年岩手県条例第 30 号。以下「条例」という。）の規定による職員団体の登録及び職員団体に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号。以下「法」という。）3 条の規定による法人となる旨の申出に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書等）

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する申請書は、職員団体登録申請書によるものとする。  
2 条例第 2 条第 2 項に規定する書類は、規約の作成若しくは変更又は役員を選挙を地方公務員（昭和 25 年法律第 261 号。）第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い決定した連合体である職員団体にあつては次に掲げる書類によるものとし、その他の職員団体にあつては第 1 号から第 3 号までに掲げる書類によるものとする。  
（1）規約採択証明書  
（2）役員選出証明書  
（3）組織に関する証明書  
（4）代議員選出証明書

（届出書等）

第 3 条 条例第 4 条第 2 項に規定する届出書は、職員団体規約変更届出書、職員団体登録申請書記載事項変更届出書又は職員団体解散届出書によるものとする。  
2 条例第 4 条第 3 項に規定する書類は、次の各号に掲げる場合ごとに、規約の変更、役員を選挙又は解散を法第 53 条第 3 項ただし書の規定に従い決定した連合体である職員団体にあつては当該各号に定める書類及び代議員選出証明書によるものとし、その他の職員団体にあつては当該各号に定める書類によるものとする。  
（1）規約の変更届の場合 規約採択証明書  
（2）職員団体登録申請書の記載事項の変更で選挙による役員変更に係るものの届出の場合 役員選出証明書  
（3）解散の届出の場合 解散決定証明書

（法人となる旨の申出書）

第 4 条 法第 3 条の規定による法人となる旨の申出書により行うものとする。

（補則）

第 5 条 職員団体登録申請書等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。  
附則（平成 16 年 3 月 31 日人事委員会規則第 27 号）  
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
附則（平成 20 年 11 月 28 日人事委員会規則第 29 号）  
この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。  
附則（令和 3 年 3 月 5 日人事委員会規則第 1 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の 職員の給与の支給に関する規則、期末手当及び勤勉手当に関する規則、住居手当に関する規則、不利益処分についての審査請求に関する規則、職員団体の登録等に関する規則、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則、勤務条件に関する措置の要求に関する規則、単身赴任手当に関する規則及び行政手続法に基づき岩手県人事委員会が行う聴聞の手続に関する規則（以下「職員の給与の支給に関する規則等」という。）の規定による別に定める様式又は人事委員会が定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届等又は交付する説明書等について適用し、同日前に提出した届等又は交付した説明書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則等に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。